

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により，特定事業の実施に関する方針を定めましたので，同条第 3 項の規定により，別冊のとおり公表します。

平成 18 年 1 月 26 日

最高裁判所事務総局経理局長 大谷 剛彦

東京地方裁判所長 金築 誠志

国土交通省関東地方整備局長 門松 武

平成18年1月26日

東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業の実施に関する方針

最高裁判所

国土交通省

目 次

第1	特定事業の選定に関する事項.....	1
1	経緯.....	1
2	特定事業の事業内容に関する事項.....	2
3	特定事業の選定方法に関する事項.....	5
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1	民間事業者の選定方法.....	7
2	民間事業者の選定手順.....	9
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項..	11
1	民間事業者の責任の明確化に関する事項.....	11
2	事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	12
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	14
1	新庁舎の立地に関する事項.....	14
2	新庁舎の規模及び配置に関する事項.....	14
第5	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	15
1	関係者協議会の設置.....	15
2	管轄裁判所の指定.....	15
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	16
1	本事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	16
2	本事業の継続が困難となった場合の措置.....	16
3	融資機関又は融資団と国との協議.....	17
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	18
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	18
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	18
3	その他の措置及び支援に関する事項.....	18
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	19
1	実施方針の公表に関する事項.....	19
2	今後のスケジュール.....	20
3	その他.....	21
S u m m a r y.....		22
別紙1	リスク分担表.....	23
様式1	実施方針等に関する質問書提出届.....	31
様式2	実施方針等に関する質問書.....	32

第1 特定事業の選定に関する事項

1 経緯

(1) 東京地家裁八王子支部庁舎の現状

東京地家裁八王子支部庁舎（以下「現庁舎」という。）には、東京地方裁判所八王子支部、東京家庭裁判所八王子支部、八王子簡易裁判所及び八王子検察審査会が入居し、それぞれ地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所及び検察審査会の機能が集約している。現庁舎は、最も古い部分で建設後46年を経過していることによる老朽化、増改築を重ねたことによる利用者動線の錯綜、空間利用効率の低下による狭隘化、敷地の余裕がなくなるなどの問題が生じており、裁判所庁舎としての機能が限界に近づきつつある。このため、現庁舎を建て替える必要が生じていた。

(2) 司法制度の充実強化への対応

現庁舎を建て替えるためには、現状の問題を抜本的に解決するだけでなく、これからの司法制度の充実強化に対応した裁判所庁舎として整備することが求められた。平成14年3月に司法制度改革推進計画が閣議決定され、平成21年5月までには裁判員制度を実施されるなど、司法制度の充実強化に資する裁判所庁舎として整備するためには、少なくとも現庁舎の2倍程度の規模を確保する必要があった。

(3) 東京地家裁の支部機能の再配置

現庁舎の2倍程度の規模の裁判所庁舎を整備し、将来における拡張余地も確保するためには、現庁舎の敷地における建て替えで対応することは困難であり、新たな裁判所用地を確保する必要が生じた。また、新たな裁判所用地については、東京地家裁の支部が管轄する区域内にあり、利用者の利便性を損なわないような立地条件であることが求められた。このような条件を満たせるような用地については、八王子市内では確保するに至らず、立川基地跡地関連地区に確保できることとなった。

このため、立川基地跡地関連地区に東京地家裁の支部機能を再配置するとともに、現庁舎における検察審査会及び立川簡易裁判所も併合し、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所、検察審査会の機能を集約した東京地家裁立川支部（仮称）庁舎（以下「新庁舎」という。）を整備することとした。

(4) 新庁舎整備等の実施方法

新庁舎において質の高い司法サービスの提供を図るためには、司法制度の充実強化に資する発展性を備え、次世代の模範となる裁判所庁舎として整備及び運用を図る必要がある。このため、発展的次世代裁判所庁舎の実現を図るために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することとし、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の定めるところにより東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を策定した。なお、本事業の実施方針を策定する過程において計画した内容を「東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業に関する基本計画（案）」（資料－1。以下「基本計画（案）」という。）に示す。

2 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

東京地家裁立川支部（仮称）庁舎

② 種類

庁舎（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第2項に定める庁舎）

(3) 公共施設等の管理者等

最高裁判所長官 町田 顯

国土交通大臣 北側 一雄

最高裁判所長官から本事業に関する施設整備に係る事務の委任を受けた者

最高裁判所事務総局経理局長 大谷 剛彦

最高裁判所長官から本事業に関する維持管理に係る事務の委任を受けた者

東京地方裁判所長 金築 誠志

国土交通大臣の事務を分掌する者

関東地方整備局長 門松 武

(4) 事業目的

新庁舎における質の高い司法サービスの提供を図るために、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、裁判所等の運営に最適な性能を備えた新庁舎の整備及び維持管理の実施を図ることを本事業の目的とする。

(5) 特定事業の業務範囲

民間事業者は、本事業の遂行のみを目的とする新会社（以下「事業者」という。）を設立し、以下の業務を実施する。

① 施設整備業務

事業者は、本事業の事業目的を踏まえ、以下の各業務から構成される施設整備業務を行うものとする。

ア 新庁舎整備における課題への適切な対応を図る設計

イ 新庁舎の効率的かつ効果的な整備を実現する建設工事

ウ 設定された品質を確実に実現するための新庁舎の建設工事に係る工事監理

② 維持管理業務

事業者は、関係法令で定める全ての点検、検査、測定、記録等を含め、以下の各業務から構成される維持管理業務を行うものとする。また、新庁舎の管理者が関係法令に基づき行うこととなっている点検、検査、測定、記録等及びこれに必要な一切の資料作成を行うものとする。

ア 新庁舎の経年劣化を最小限に抑え、新庁舎の性能を維持させるための建築物点検保守、修繕及び植栽管理

イ 新庁舎の建築設備の各機器を効率的に稼働させ、その状態監視及び制御を適切に行うとともに日常的な点検を行うための建築設備運転監視

ウ 新庁舎の衛生的かつ快適な環境を保持するための日常及び定期清掃と害虫防除

エ 新庁舎の警備、屋外駐車場管理及び来庁者等への庁舎案内

なお、各業務の詳細については、「東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業に関する要求水準書（案）」（資料－２。以下「要求水準書（案）」という。）によるものとする。

(6) 事業方式

事業者は、自らを新庁舎の原始取得者とし、国有地に新庁舎を整備した後、新庁舎を未使用のまま国に引渡し、新庁舎の維持管理を行う、いわゆるＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式により本事業を実施する。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、国と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から平成31年3月31日までの期間（約12年間）とする。また、新庁舎は平成21年2月27日に国に引き渡すものとする。なお、事業契約の詳細については「東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業に関する事業契約書（案）」（資料－4。以下「事業契約書（案）」という。）によるものとする。

(8) 事業費の支払

国は、事業者から新庁舎の引渡しを受けた後に、本事業の実施の対価（以下「事業費」という。）として、以下の費用を事業者に支払うものとする。

① 施設整備費用

施設整備業務の実施による費用について元本均等払いで支払う。

② 維持管理費用

維持管理業務の実施による費用について支払う。

③ その他の費用

事業者が必要とする費用について支払う。

なお、事業費の算定及び支払方法の詳細については、事業契約書（案）によるものとする。

(9) 本事業の実施に関する協定等の締結

国は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。

① 基本協定の締結

国は、選定された民間事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定書を締結する。なお、基本協定の詳細については、「東京地家裁立川支部庁舎（仮称）整備等事業に関する基本協定書（案）」（資料－3）によるものとする。

② 事業契約の締結

国は、基本協定の定めるところにより、選定された民間事業者が設立した事業者との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定める事業契約を締結し、事業者は、事業契約、要求水準書及び自らが提案した事業計画に基づいて本事業を実施する。

③ 国有財産無償貸付契約の締結

東京地方裁判所長は、事業契約の定めるところにより、事業者との間で国有財産無償貸付契約を締結する。なお、国有財産無償貸付契約の詳細については、「東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業に関する国有財産無償貸付契約書（案）」（資料－５）によるものとする。

(10) 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守する。

3 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

国は、自らが新庁舎の設計、建設及び維持管理を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「PSC」という。）と、PFI法に基づいて新庁舎の設計、建設及び維持管理を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「PFI事業のLCC」という。）とを比較し、PFI事業のLCCがPSCを下回る場合に、本事業をPFI法第6条に基づき、PFI法第2条第4項に定める選定事業とする。

(2) 評価方法

国は、PFI法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号）及び「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」（平成13年7月27日）等に基づき、国が自ら本事業を実施した場合と、実施方針に示した事業内容に基づき、PFI法に基づいて実施した場合において、それぞれが達成する成果を同一水準として公的財政負担の縮減が期待できる場合にVFMがあるものと評価する。

なお、リスクの定量化については、PFI事業のLCCにおいて民間事業者が付保する保険料の算定基準をもって国から事業者に移転されるリスクを定量化する。

また、公的財政負担の見込額の算定については現行制度に基づき、PSC及びPFI事業のLCCにおける国税による税金を考慮し、適切な調整を行う。

(3) 選定結果の公表

国は、本事業をPFI法第2条第4項に定める選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価内容と併せて、最高裁判所のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果により特定事業の選定を行わないこととした時も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の選定方法

国は、PFI法第6条の規定により本事業を選定事業とした場合は、公平性の担保及び透明性の確保を図りながら、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、本事業を実施する際の事業費及び事業計画の提案を求め、総合評価落札方式（「会計法」（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項、「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）により民間事業者を選定することを予定している。ただし、民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めないなどの理由により、本事業をPFI法に基づいて実施することが適当でないと判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとする。この場合、この旨を速やかに公表するものとする。

なお、本事業は、政府調達協定（「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の対象であり、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）が適用される。

(1) 民間事業者の募集

国は、民間事業者が、司法サービスの特性を踏まえ、かつ、公的財政負担の縮減に資する新庁舎の整備等を実施するために、以下に掲げる業務を包括的に実施できる体制を構築し、自らこれに参画することを求める予定である。

- ・新庁舎の設計業務
- ・新庁舎建設の工事監理業務
- ・新庁舎の建設工事
- ・新庁舎の維持管理業務

なお、応募する民間事業者の参加資格要件については、基本計画（案）に示す要件とする。

(2) 有識者等委員会の設置

国は、民間事業者から提案された事業計画に対する評価の客観性を確保するため、最高裁判所に「東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）を設置し、民間事業者から提出された事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、調査審議の経過及びその結果を公表するものとする。

なお、有識者等委員会の構成については、入札説明書において示す。

(3) 事業計画の概要

国は、民間事業者の選定に当たり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、かつ、本事業の適正かつ確実な実施に資する事業計画の提案を求めることを予定している。事業計画の内容としては、主に以下に掲げる事項を含むものとし、内容の詳細については入札公告において示す。

- ・施設整備に関する提案
- ・維持管理に関する提案
- ・事業主体に関する提案

なお、民間事業者から提出された事業計画に関する提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した者に帰属する。ただし、国が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、国は、これを無償で使用することができるものとする。

また、選定に至らなかった提出書類については、民間事業者の選定後、これを返却するものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った者が負うものとする。

③ 資料の公開

国は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、入札参加者から提出された提案書類（落札に至らなかった入札参加者からの提案書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案者の権利が阻害されると認められる内容を除いたものとし、詳細については各々の提案者との協議を前提とする。

(4) 事業計画の評価方法

国は、民間事業者から提案された事業計画について、総合的に評価を行う予定であり、具体的な評価基準については入札公告において示すものとするが、概ね以下に掲げる事項について評価を行う予定である。

- ・ 司法サービスを提供する裁判所庁舎の特殊性を踏まえた施設の計画
- ・ 新庁舎の機能及び性能を将来にわたり維持し、長期にわたる公的財政負担の縮減に資する維持管理の方法
- ・ 本事業を適正かつ確実に実施できるような事業主体及び実施体制

(5) 民間事業者の選定

国は、有識者等委員会から報告される調査審議の経過及び結果を踏まえ、民間事業者を選定する。

2. 民間事業者の選定手順

国は、以下の手順により民間事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については民間事業者の募集及び入札公告時において示す。

(1) 入札公告

国が民間事業者の選定等を行う場合は、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札公告後直ちに入札説明書等について掲示、最高裁判所のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。

(2) 第1回質問受付

国は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

(3) 第1回質問回答の公表

国は、第1回質問及び第1回質問に対する回答を最高裁判所のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。

(4) 第一次審査資料の受付

民間事業者は、入札説明書に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査に必要な資料を提出する。

(5) 第一次審査結果の公表

国は、第一次審査資料を提出した民間事業者を対象に第二次審査資料提出資格の有無を確認し、その結果を各民間事業者に通知するとともに、最高裁判所のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。第二次審査資料提出資格があると認められた民間事業者は、第二次審査資料を提出することができる。

(6) 第2回質問受付

国は、第二次審査資料提出資格があると認められた民間事業者からの第1回質問回答の内容に関する質問について受け付ける。

(7) 第2回質問回答の公表

国は、第2回質問及び第2回質問に対する回答を最高裁判所のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。

(8) 第二次審査資料の受付

第二次審査資料提出資格があると認められた民間事業者は、入札説明書の定めるところにより、本事業を実施するための事業計画及び入札価格を提出する。

(9) ヒアリング

国は、必要に応じて第二次審査資料として提出された事業計画の内容についてヒアリングを行う。

(10) 民間事業者の選定

国は、第二次審査資料を提出した民間事業者を対象に、事業計画及び入札価格を総合的に評価し、本事業の実施を委ねる民間事業者を選定する。

(11) 第二次審査結果の公表

国は、第二次審査結果及び入札結果を最高裁判所のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 民間事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 民間事業者の責任

民間事業者は、新庁舎において提供される司法サービスの特性を踏まえ、本事業における要求水準の達成が図られるような事業計画を策定し、その適正かつ確実な実施に資する実施体制を構築し、本事業を実施する責務を果たす必要がある。

また、本事業は国と事業者が相互に協力し、適正にリスクを分担することにより本事業の遂行を図るものであることから、原則として、事業者が本事業の実施に係る責任を負うものとするが、国が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、国が責任を負うこととする。

なお、国が本事業の実施において必要と認める要求水準については、要求水準書(案)によるものとする。

(2) 想定されるリスクと責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担については、別紙1の「リスク分担表」によるものとする。ただし、当該リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見及び提案があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更等を行うことがある。

なお、リスク分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスク分担を変更した場合は当該回答の内容を民間事業者の選定段階における入札説明書等に反映させるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

国及び事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは事業者が責任を負うとしたリスクや、国と事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約書(案)によるものとする。

2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

国は、民間事業者の選定に当たり総合評価落札方式を採用した場合、入札保証金を免除する予定である。ただし、契約保証金については、事業契約に基づいて事業者が実施する新庁舎の施設整備業務の履行を確保するために、施設整備業務の着手日から新庁舎の引渡日までの期間にわたり、施設整備業務の実施に要する設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額の100分の10以上について、以下のような方法による保証を求めるとを予定している。

① 保証金の納付

事業契約の締結後速やかに、事業者と施設整備業務を実施する者との間で締結する施設整備業務の実施に係る契約の締結日に、事業者が国の指定する金融機関に現金を払い込み、当該金融機関が交付する保管金領収証書を国に提出するものとする。

② 保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

事業契約の締結後速やかに、事業者と施設整備業務を実施する企業との間で施設整備業務の実施に係る契約の締結日に、事業者が国に有価証券等を差し入れるものとする。

③ 施設整備業務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は国が確実に認める金融機関の保証

事業契約の締結後速やかに、事業者が金融機関と保証委託契約を締結し、国に保証証書を差し入れるものとする。

④ 施設整備業務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

国又は事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約の締結後速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を国に提出する。

なお、事業者を被保険者とする履行保証保険契約が施設整備業務を実施する者により締結される場合は、事業者の負担によりその保険金請求権に事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を国のために設定する。

(2) 監視及び改善要求措置要領

① 監視の方法等

国は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、本事業の実施に係る各業務を実施する者と事業者との

間における契約内容，当該各業務の実施状況，事業者の財務状況を監視し，必要に応じて是正又は改善を要求する。

なお，監視の具体的な時期及び方法等の詳細については，事業契約書（案）によるものとする。

② 支払の減額等

国は，新庁舎の引渡しを受ける前に会計法第 29 条の 11 第 2 項に定める検査を行うものとし，検査の結果，新庁舎が事業契約に定める要求水準を達成せず，かつ，事業者による修補をもってしても要求水準を達成できない場合は，事業費のうち施設整備費用を減額できるものとする。

国は，新庁舎の維持管理業務が事業者の帰責事由により要求水準を達成していないことが明らかになった場合には，維持管理業務方法の改善，当該業務に携わる者の変更等を求めるほか，事業者に支払うべき事業費のうち維持管理費用及びその他の費用を減額することができるものとする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 新庁舎の立地に関する事項

新庁舎を整備する敷地に関する事項は以下のとおりであり、当該敷地の詳細及び既存庁舎の詳細については、基本計画（案）の別添資料を参照のこと。

地名地番 東京都立川市「立川都市計画事業立川基地跡地関連地区土地区画整理事業」
施行地内仮換地街区番号 12 画地番号 4

地域地区 第2種住居地域，準防火地域，第2種高度地区

敷地面積 15,022.94 m²

基準建ぺい率 70%

基準容積率 200%

周辺状況 当該敷地は国の行政機関の集積が図られており、敷地南側の隣接地には、国立国語研究所があり、敷地西側の隣接地には、大学共同利用機関法人人間文化研究機構，大学共同利用機関法人情報・システム研究機構，国文学研究資料館，国立極地研究所，統計数理研究所の2機構3研究機関による総合研究棟の整備が予定されている。また、敷地北側で接している道路は、多摩都市モノレールの高松駅から新たに移転整備される立川市役所への主要動線となる。

2 新庁舎の規模及び配置に関する事項

新庁舎の計画概要は以下のとおりであり、詳細については基本計画（案）及び要求水準書（案）を参照のこと。

施設名称 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎

事業場所 東京都立川市「立川都市計画事業立川基地跡地関連地区土地区画整理事業」
施行地内仮換地街区番号 12 画地番号 4

建物規模 地下1階地上8階塔屋1階

延べ面積 26,849 m²（国有財産法上の床面積）を上限とする。

入居予定官署 東京地方裁判所立川支部（仮称），東京家庭裁判所立川支部（仮称），立川簡易裁判所，立川検察審査会（仮称）

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 関係者協議会の設置

本事業の民間事業者の選定段階において、国が配布した入札説明書等の一切の資料、当該資料に係る質問回答書、民間事業者が提出した事業計画、国と民間事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、国と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

このため、国及び事業者は、事業契約の締結後に双方が参画する関係者協議会を設置するものとする。

2 管轄裁判所の指定

基本協定及び国有財産貸付契約並びに事業契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 本事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに国又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 本事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了するものとする。ただし、国が第三者による本事業の継続が可能であると判断した場合は、その時点において、事業者の事業契約上の地位又は事業者の全株式を国が承認した第三者へ譲渡できるものとする。

(1) 事業者の帰責事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者が提供するサービスが事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、国は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができるものとする。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、国は事業契約を解除できるものとする。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難であると合理的に考えられる場合は、国は事業契約を解除できるものとする。
- ③ ①及び②の規定により国が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、国は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 国の帰責事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 国の帰責事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できるものとする。
- ② ①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、国が事業契約の定めるところにより、事業者に生じた損害を賠償する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 国又は事業者の責めに帰すことができない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、国と事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行うものとする。
- ② ①における協議が調わないときは、国が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定する。
- ③ ②の規定により、国が本事業を継続することを決定した場合は、その時点において、事業者の事業契約上の地位又は事業者の全株式を国が承認した第三者へ譲渡できるものとする。
- ④ ②の規定により、国が本事業を継続しないことを決定した場合の措置は、事業契約の定めに従うものとする。
- ⑤ 不可抗力の定義については、事業契約書（案）（資料－２の別紙３）の定めるところによるものとする。

3 融資機関又は融資団と国との協議

国は、事業の安定的な継続を図ることを目的とし、事業者に本事業に関する資金を供給する金融機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業の実施に係る法制上及び税制上の措置は、実施方針の公表時点では想定していない。ただし、以下の期限の前までに、法制及び税制の改正による措置が必要となる場合は、当該期限以降の手續において反映させるように努めるものとする。

(1) 事業契約締結前

法制及び税制の改正による措置を契約内容に反映させるものとする。

(2) 事業契約締結後

法制及び税制の改正による措置を事業契約の定めるところにより措置する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援を事業者が受けることができるように努めるものとする。

本事業は、日本政策投資銀行による「民間資金活用型社会資本整備」に係る低利融資の適用対象となる可能性があり、当該融資を利用する場合、事業者は自らのリスクでその活用を行うこととし、国は当該融資の調達の可否による条件変更は行わないものとする。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資の活用を踏まえた事業計画の策定を図る場合には、民間金融機関と同様の金利を前提としていることに留意するものとする。

当該融資制度の詳細及び条件等については、民間事業者が直接、日本政策投資銀行に問い合わせを行うこととする。

3 その他の措置及び支援に関する事項

国は、事業者が本事業を実施するに当たり、必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力するものとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 実施方針の公表に関する事項

(1) 資料等の交付

実施方針及びその資料については、最高裁判所のホームページに掲載する他、下記の要領で交付する。

① 交付期間

平成18年1月26日（木曜日）10:00より

平成18年2月16日（木曜日）17:00まで

ただし、上記の期間のうち、裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条第1項に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く毎日とし、正午から13時までの間を除くものとする。

② 交付場所

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所事務西棟1階

最高裁判所 事務総局経理局営繕課

交通案内等 <http://courtdomino2.courts.go.jp/map.nsf>

(2) 質問又は意見等の受付及び回答の公表

実施方針及びその添付資料に係る質問、意見又は提案については、下記の要領で受付した上、回答する。

① 受付期間

平成18年1月26日（木曜日）10:00より

平成18年2月16日（木曜日）17:00まで

ただし、上記の期間のうち、休日を除く毎日とし、正午から13時までの間を除くものとする。

② 提出方法

質問又は意見等を提出する者（以下「質問提出者」という。）は、実施方針及び添付資料に関する質問又は意見等を取りまとめの上、質問書（様式-2）に記入し、質問提出届（様式-1）を付して持参、郵送、電子メールのいずれかにより提出すること。

なお、持参又は郵送する場合は、Microsoft Excelで作成した質問提出届（様式-1）及び質問書（様式-2）が記録された電子ファイルを3.5インチFD

又はCD-Rに保存して提出することとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付すること。

③ 提出先

最高裁判所事務総局経理局営繕課

住所 〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

電話 03-3264-8111（内線3513）

FAX 03-3222-1376

メールアドレス FJP64415@nifty.com

なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

④ 回答方法

質問に対する回答は、以下の予定日に最高裁判所のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。

⑤ 回答公表予定日

平成18年3月9日（木曜日）

(3) 実施方針の変更

国は、民間事業者等からの意見及び提案等を踏まえ、PFI法第6条に定める「特定事業の選定」までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の大幅な変更を行った場合には、最高裁判所のホームページ等への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

2. 今後のスケジュール

実施方針公表後のスケジュールは以下のように予定している。

平成18年3月 特定事業の選定

平成18年4月 入札公告

平成18年6月 第一次審査資料の受付

平成18年8月 第二次審査資料の受付

平成18年10月 民間事業者の選定

平成18年10月 基本協定の締結

平成18年12月 事業契約の締結

平成21年2月 新庁舎の引渡し

平成31年3月 PFI事業終了

3 その他

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

http://courtdomino2.courts.go.jp/pub_enterprise.nsf

(2) 問い合わせ先

実施方針に関する質問等の提出先と同じとする。なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

S u m m a r y

- (1) The administrator of the public facility:
MACHIDA Akira, Chief Justice of Japan
KITAGAWA Kazuo, Minister of Land, Infrastructure and Transport
- (2) Classification of the services to be procured:
41, 42, 75, 78
- (3) Subject matters of the contract:
PFI-based contract of design and construction of courthouse and maintenance and management of facilities, for the establishment of Tachikawa Branch (provisional name) of Tokyo District and Family Court (BTO-scheme)
- (4) Deadline for receipt of requests to participate and the other relevant documents of the certified qualification for the project, in case that Value For Money testing for the project has been passed:
June 2006 (Details to be announced)
- (5) Deadline for receipt of bids, in case that Value For Money testing for the project has been passed:
August 2006 (Details to be announced)
- (6) Contact point for inquiries about the project:
Construction and Repairing Division, Financial Bureau, General Secretariat,
Supreme Court of Japan
4-2, Hayabusa- cho,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-8651
Japan
Phone: 03-3264-8111(ext. 3513)
URL: http://courtdomino2.courts.go.jp/pub_enterprise.nsf

別紙1 リスク分担表

段階	リスク分類	リスクの内容	負担者	負担方法	参照
契約締結前	事業契約の不成立	「基本協定」の締結当事者のいずれの責めにも帰すべからざる事由により、「発注者」と「事業者」が事業契約の締結に至らなかった場合に、「発注者」及び「事業者」が「本事業」の準備に要した費用	発注者及び事業者	「発注者」及び「事業者」が「本事業」の準備に関して既に支出した費用は、各自が負担する。	基本協定第15条
共通	金利変動	「事業契約書」締結日から「基準金利」確定日までの金利変動による資金調達コストの増加	発注者	「発注者」は「基準金利」の変動に応じて「割賦利息」を改定し、改定後の「割賦利息」を支払う。	事業契約書第14条第92条別紙4
		上記以外の事業期間にわたる金利変動による資金調達コストの増加	事業者	「事業者」が資金調達コストの増加を負担する。	
	許認可の取得の遅延等	「発注者」の帰責事由による許認可の取得又は届出の提出の遅延による「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、「増加費用」の金額又は支払方法は「事業者」との協議により定める。	事業契約書第16条
		「事業者」の帰責事由による許認可の取得又は届出の提出の遅延に伴う「増加費用」	事業者	「事業者」が「増加費用」を負担する。	
	近隣対策等	「入札説明書等」において提示した条件その他「発注者」の帰責事由に対する近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して発生する「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	事業契約書第17条
		上記以外の「本事業」の実施に関する近隣対策に対する地域住民の要望活動又は訴訟に起因して発生する「増加費用」	事業者	「事業者」が「増加費用」を負担する。	
	選定企業の使用	「不可抗力」以外に起因する、「事業契約書等」に定める業務の全部又は一部を委任又は請け負わせた「選定企業」を当事者又は関係者とする訴訟等に起因する「増加費用」又は損害	事業者	「事業者」が「増加費用」又は損害を負担する。	事業契約書第18条
	税制の変更	「消費税等」の税率変更に伴う「消費税等」相当の支払額の増加	発注者	「発注者」が増加した「消費税等」相当の支払額を負担する。	事業契約書第27条
「選定事業」に関して又は国が所有する庁舎に関して、特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設が行われたことによる「増加費用」		発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。		

段階	リスク分類	リスクの内容	負担者	負担方法	参照
共通	税制の変更	「事業者」の利益に係る租税を除き、「本事業」の遂行上重大な支障があると認められる税率の変更又は新たな税の設置による「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	事業契約書第27条
		上記の場合以外の租税に係る「増加費用」	事業者	「事業者」が「増加費用」を負担する。	
	法令の変更等	「選定事業」に関して又は国が所有する庁舎に関して、特別に又は典型的に影響を及ぼす「法令の変更等」による「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	事業契約書第28条
		上記以外の「法令の変更等」により本事業の遂行上重大な支障があると認められる場合の「増加費用」			
		上記以外の法令の変更等による「増加費用」	事業者	「事業者」が「増加費用」を負担する。	
	施設整備期間	用地リスク	「事業契約書」締結前に予期することができない地中障害物、土壌汚染及び埋蔵文化財に起因して発生する「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。
調査の不備等		「事業者」が実施した調査の不備又は誤り等から生じる「増加費用」	事業者	「事業者」が「増加費用」を負担する。	事業契約書第39条
調査業務における第三者の使用		「調査業務」の全部又は一部を委任又は請け負わせた第三者を当事者又は関係者とする訴訟等に起因する「増加費用」又は損害	事業者	「事業者」が「増加費用」又は損害を負担する。	事業契約書第40条
貸与資料の不備等		貸与資料の誤り、欠如及び不明瞭等に起因する「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	事業契約書第41条
要求水準書の変更		「発注者」の指示による「要求水準書」の変更に伴い発生する「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	事業契約書第46条
設計変更		「発注者」の指示による「設計図書」の変更により生じる「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	事業契約書第47条

段階	リスク分類	リスクの内容	負担者	負担方法	参照	
施設整備期間	設計変更	「設計図書」の不備又は誤りにより生じる工期の遅延による「増加費用」又は工期の遅延を伴わない「増加費用」	事業者	「事業者」が「増加費用」を負担する。	事業契約書第 47 条	
	工事等における第三者の使用	「本件工事」の一部を委任又は請け負わせた第三者を当事者又は関係者とする訴訟等に起因する「増加費用」又は損害	事業者	「事業者」が「増加費用」又は損害を負担する。	事業契約書第 51 条	
	工事の中止	「事業者」の帰責事由以外で、「発注者」が必要と認めた場合の「本件工事」の全部又は一部中止に起因する「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	事業契約書第 52 条	
	工期変更		「発注者」の帰責事由による工期の変更に伴う「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	事業契約書第 28 条 第 53 条 別紙 3
			「事業者」の帰責事由による工期の変更に伴う「増加費用」	事業者	「事業者」が「増加費用」を負担する。	
			「不可抗力」による工期の変更に伴う「増加費用」	発注者及び事業者	「本件工事費等」の 1%相当額までの損害及び「増加費用」は「事業者」が負担し、1%を超える損害及び「増加費用」は「発注者」が負担する。ただし、保険等によりてん補される金額を除く。	
			「法令の変更等」による工期の変更に伴う「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	
	臨機の措置		「不可抗力」以外に起因する臨機の措置により生じた費用	発注者及び事業者	「事業者」による一般的な管理行為に属するものと合理的に判断される部分は「事業者」が負担し、「施設整備費用」の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分については、「発注者」が当該部分に相当する「増加費用」を負担する。	事業契約書第 54 条 別紙 3
			「不可抗力」に起因する臨機の措置により生じた「増加費用」	発注者及び事業者	「本件工事費等」の 1%相当額までの「増加費用」は「事業者」が負担し、1%を超える「増加費用」は「発注者」が負担する。ただし、保険等によりてん補される金額を除く。	

段階	リスク分類	リスクの内容	負担者	負担方法	参照
施設整備期間	第三者損害	「本件工事」の施工に関して「発注者」が提示した条件その他「発注者」の帰責事由により第三者に与えた損害	発注者	保険等によりてん補された金額を除いて「発注者」は損害を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	事業契約書第 55 条
		「本件工事」の施工に関して通常避けることのできない近隣住民等の生活環境への影響その他事業者の帰責事由により第三者に与えた損害	事業者	保険等によりてん補された金額を除いて「事業者」が損害を負担する。	
	不可抗力	「事業契約書」締結日から「新庁舎の引渡日」までの間における、「不可抗力」による工事目的物、仮設物等の損害	発注者及び事業者	「本件工事費等」の 1%相当額までの損害は「事業者」が負担し、1%を超える損害は「発注者」が負担する。ただし、保険等によりてん補される金額を除く。	事業契約書第 56 条 別紙 3
	改善措置	改善計画書に基づく改善措置等に要する費用	事業者	「事業者」は改善措置等に要する費用を負担する。	事業契約書第 60 条
	性能リスク (検査・修補)	「新庁舎」の性能が「要求水準」を達成していないことへの合理的な疑義等による検査や修補のための費用	事業者	「事業者」が検査や修補に要する費用を負担する。	事業契約書第 63 条
	性能リスク (減額等)	「新庁舎」の性能が「要求水準」を達成することが困難又は達成させるのに過分の費用を要する場合の「施設整備費用」の減額	事業者	「事業者」が減額された「施設整備費用」を負担する。	事業契約書第 63 条 第 90 条
	性能リスク (瑕疵)	「新庁舎」の瑕疵を修補するための「増加費用」又は修補に代わる損害	事業者	「事業者」が「増加費用」又は損害を負担する。	事業契約書第 66 条
	引渡日の遅延	「発注者」の帰責事由により「新庁舎の引渡日」が遅延した場合の「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	事業契約書第 67 条
「事業者」の帰責事由により「新庁舎の引渡日」が遅延した場合の「増加費用」		事業者	「事業者」は、「新庁舎の引渡日」から実際に引き渡された日までの期間に応じて、「施設費」相当額に基づいて一定の率で計算した遅延損害金を「発注者」に支払う。		

段階	リスク分類	リスクの内容	負担者	負担方法	参照
施設整備期間	引渡日の遅延	「不可抗力」により「新庁舎の引渡日」が遅延した場合の「増加費用」	発注者及び事業者	「増加費用」及び損害額の1%相当額までは「事業者」が負担し、1%を超える「増加費用」及び損害額は「発注者」が負担する。ただし、保険等によりてん補される金額を除く。	事業契約書第 67 条
		「法令の変更等」により「新庁舎の引渡日」が遅延した場合の「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	
	施設整備期間における物価変動リスク	「事業契約書」締結日から「新庁舎の引渡日」までの間において、特別な要因又は予期することができない特殊な事情による著しい物価水準の変動が生じた場合の「本件工事費」の変動	発注者	「発注者」は、「事業者」との協議又は「発注者」の通知により変更額を定め、当該変更額を「発注者」が負担する。	事業契約書第 92 条
		「事業契約書」締結日から「新庁舎の引渡日」までの間における、上記以外の物価変動が生じた場合の施設整備に要するコストの増加	事業者	「事業者」がコストの増加を負担する。	
	所有権移転前における契約解除	「事業者」の帰責事由による契約の解除に伴い「発注者」に生じた損害	事業者	「事業者」が「発注者」に違約金を支払う。	事業契約書第 97 条
	所有権移転前における契約解除	「発注者」の帰責事由による契約の解除に伴い「事業者」に生じた「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	事業契約書第 98 条
		「不可抗力」による「事業契約書」の解除にともない発生した「増加費用」	発注者及び事業者	「増加費用」及び損害額の1%相当額までは「事業者」が負担し、1%を超える「増加費用」及び損害額は「発注者」が負担する。ただし、保険等によりてん補される金額を除く。	事業契約書第 99 条
		「法令の変更等」又は事業用地の瑕疵による「事業契約書」の解除にともない発生した「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	

段階	リスク分類	リスクの内容	負担者	負担方法	参照
維持管理期間	施設損傷リスク	「事業者」の帰責事由による「新庁舎」の損傷を復旧するための「増加費用」	事業者	保険等によりてん補される金額を超える費用は「事業者」が負担する。	事業契約書第72条
		「発注者」の帰責事由による「新庁舎」の損傷を復旧するための「増加費用」	発注者	保険等によりてん補される金額を超える費用は「発注者」が負担する。	
		「発注者」及び「事業者」のいずれの責めにも帰さない事由による「新庁舎」の損傷を復旧するための「増加費用」	発注者		
	維持管理業務における第三者の使用	「維持管理業務」の一部を委任又は請け負わせた第三者を当事者又は関係者とする訴訟等に起因する「増加費用」	事業者	「事業者」が「増加費用」及び損害を負担する。	事業契約書第73条
	要求水準書の変更	「発注者」の指示による「要求水準」の変更に伴い発生する「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	事業契約書第75条
	発注者の帰責事由による費用	「発注者」の帰責事由により「事業者」が「維持管理業務」の全部又は一部を実施しないことにより「事業者」に生じる「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	事業契約書第76条
	臨機の措置	「不可抗力」以外に起因する臨機の措置により生じた費用	発注者及び事業者	「事業者」による一般的な管理行為に属するものと合理的に判断される部分は「事業者」が負担し、「維持管理費用」の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分については、「発注者」が当該部分に相当する「増加費用」を負担する。	事業契約書第77条 別紙3
		「不可抗力」に起因する臨機の措置により生じた「増加費用」	発注者及び事業者	当該年度の「維持管理費用」の年額の1%相当額までの「増加費用」は「事業者」が負担し、1%を超える「増加費用」は「発注者」が負担する。ただし、保険等によりてん補される金額を除く。	

段階	リスク分類	リスクの内容	負担者	負担方法	参照
維持管理期間	第三者損害	「維持管理業務」の実施に関して「発注者」の帰責事由により第三者に与えた損害相当額	発注者	「発注者」が損害を負担する。	事業契約書第 78 条
		上記以外の「維持管理業務」の実施に伴い第三者に与えた損害	事業者	保険等によりてん補される金額を超える費用は「事業者」が負担する。	
	不可抗力	「新庁舎の引渡日」から事業契約の終了時までの間における「不可抗力」による損害	発注者及び事業者	当該年度の「維持管理費用」の年額の1%相当額までの損害は「事業者」が負担し、1%を超える損害は「発注者」が負担する。ただし、保険等によりてん補される金額を除く。	事業契約書第 29 条 第 79 条 別紙 3
	改善措置 (維持管理期間)	改善計画書に基づく改善措置等に要する費用	事業者	「事業者」は改善措置等に要する費用を負担する。	事業契約書第 83 条
	性能リスク	「維持管理業務」が「要求水準」を達成していないと認められる場合の「維持管理費用」の減額及び「業務不履行」に伴う損害	事業者	「事業者」は「業務不履行」に伴う損害を負担し、「発注者」は「維持管理費用」を減額する。	事業契約書第 84 条 第 91 条 別紙 4
	性能水準未保持	「本事業」終了前の監視結果により、「新庁舎」の性能水準が達成されていない場合に実施する改善措置等に要する費用	事業者	「事業者」は、改善措置等に要する費用を負担する。	事業契約書第 87 条
	維持管理期間における物価等の変動リスク	「新庁舎の引渡日」から「事業契約書」の終了日までの間における物価変動による「維持管理費用」及び「その他の費用」の変動	発注者	「事業契約書」に定める改定方法に従い、「発注者」が物価変動に応じて増減する「維持管理費用」及び「その他の費用」を支払う。	事業契約書第 93 条 別紙 4
		「新庁舎の引渡日」から「事業契約書」の終了日までの間において、予期することができない特殊な事情による著しい賃金水準又は物価の変動が生じた場合の「維持管理費用」の変動	発注者	「発注者」は、「事業者」との協議又は「発注者」の通知により変更額を定め、当該変更額を「発注者」が負担する。	
		「新庁舎の引渡日」から「事業契約書」の終了日までの間における、上記以外の賃金水準又は物価変動が生じた場合の「維持管理業務」に要するコストの増加	事業者	「事業者」がコストの増加を負担する。	

段階	リスク分類	リスクの内容	負担者	負担方法	参照
維持管理期間	所有権移転後における契約解除	「事業者」の帰責事由による契約の解除に伴い「発注者」に生じた損害	事業者	「事業者」が「発注者」に違約金を支払う。	事業契約書第100条
		「発注者」の帰責事由による契約の解除に伴い「事業者」に生じた「増加費用」及び損害	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	事業契約書第101条
		「不可抗力」による事業契約の解除にともない発生した「増加費用」	発注者及び事業者	当該年度の「維持管理費用」の年額の1%相当額までの「増加費用」は「事業者」が負担し、1%を超える「増加費用」は「発注者」が負担する。ただし、保険等によりてん補される金額を除く。	事業契約書第102条
		「法令の変更等」による事業契約の解除にともない発生した「増加費用」	発注者	「発注者」は「増加費用」を負担し、その金額及び支払方法を「事業者」との協議により定める。	

様式1 実施方針等に関する質問書提出届

平成18年 月 日

東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業の実施方針等に関する質問書提出届

最高裁判所事務総局経理局営繕課 御中

東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業について、別添のとおり質問及び意見等を提出します。

商号又は名称

所在地

役職

氏名

質問書に対する回答等の連絡先は以下のとおりです。

商号又は名称	
所属部署名	
氏名	
住所	
電話番号	
FAX	
E-mail	

※ 作成要領は以下のとおり。

- 1 Microsoft Excel で作成すること。
- 2 法人の場合は、商号又は名称、所在地、役職を記載すること。

様式2 実施方針等に関する質問書

番号	資料名	页数	行数	項目	質問又は意見等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
XX					

※ 作成要領は以下のとおり。

- 1 Microsoft Excel で作成すること。
- 2 上記の番号欄には、質問又は意見等の内容別に1件ごとに連番（半角英数字）で番号を付して提出すること。
- 3 上記の資料名欄、页数欄、行数欄には、質問又は意見等の対象としている資料名（例：実施方針、実施方針別紙2、資料－1、資料－2別添資料1など）、页数、行数をそれぞれ記入すること。
- 4 上記の項目欄には、質問又は意見等の対象としている記載が含まれている各資料の項目（例：第6章 第5節 第3の3 ⑦ エ a (a)など）を記入すること。
- 5 上記の質問又は意見等欄には、質問又は意見等の内容を簡潔にまとめて記入すること。なお、実施方針等に対する意見又は提案については、冒頭に【意見等】と記載した上で内容を記入すること。